

足立区障がい者向けグループホーム施設整備費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区の区域内（以下「区内」という。）において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）を運営する法人に対し、当該グループホームにおける消防用設備等の整備費用に関し、その一部又は全部を補助するために必要な事項を定めることにより、障がい者の地域における自立生活の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）の交付を受けることができる者は、障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づき、東京都知事により、共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者として指定を受け、かつ、その施設の利用対象者の主たる障がい者が身体障がい又は知的障がいであるグループホームを運営する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、法人の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員が暴力団関係者（足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合は、当該法人はこの要綱に基づく補助対象としない。

(補助対象経費)

第3条 本補助金に係る対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。この場合において当該経費は、法人が区内に設置するグループホームにおいて、各号に規定する消防法令等に定める基準を満たす消防用設備等（以下「対象設備」という。）を新たに整備する場合に要する経費とし、消防用設備の補修、改修、維持、保守、撤去及び設備を設置した建物の現状回復に関する経費並びに消火器等建物に附属しない設備の設置に係る経費は対象としない。ただし、区長が対象設備に該当しない消防用設備を整備する必要があると認めた場合で、かつ、消防法令等に定める基準より厳しい基準を満たす消防用設備等を整備するときには、当該消防用設備の整備に係る経費を補助対象とすることができる。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第7条第2項第2号に規定する屋内消火栓設備の整備に係る経費
- (2) 令第7条第2項第3号に規定するスプリンクラー設備の整備に係る経費
- (3) 令第7条第3項第1号に規定する自動火災報知設備の整備に係る経費
- (4) 令第7条第3項第2号に規定する漏電火災警報器の整備に係る経費
- (5) 令第7条第3項第3号に規定する消防機関へ通報する火災報知設備の整備に係る経費

る経費

(6) 令第7条第4項第2号に規定する誘導灯及び誘導標式のうち、避難口誘導灯及び通路誘導灯の整備に係る経費

(7) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第25条第3項に規定する消防機関へ通報する火災報知設備と感知器との連動化に係る経費

2 補助対象とするグループホームの建物において、他の事業所等を併設する場合には、グループホームに係る前項各号に規定する消防用設備等の設置に係る費用のみを補助対象とする。ただし、障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所を併設する場合は、当該事業所をグループホームに付随するものとして当該事業所への第1項各号の消防用設備の整備に係る経費を補助対象経費とすることができ

る。

3 補助を受けようとする法人は、第1項各号の消防用設備を整備するにあたっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令に抵触することのないよう関係部署と十分協議を行わなければならない。

（補助金の交付額）

第4条 補助に係る交付額は、予算の範囲内で、当該グループホームにおけるユニット（東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）第196条第6項に定めるユニットをいう。以下同じ。）について、1ユニットにつき650,000円を限度とし、前条に規定する補助対象経費の実費相当額とする。ただし、前条第1項第2号で規定する設備を含む整備をする場合に限り、次に定める額を限度とする。

（1）定員5人以下のユニットについては1ユニットにつき2,300,000円

（2）定員6人以上のユニットについては1ユニットにつき2,900,000円

2 当該ユニットに係る防火設備の整備事業が東京都障害者通所施設等整備費補助要綱（昭和60年福障精第76号）その他の補助制度（以下「他補助制度」という。）の対象事業となった場合は、補助対象経費の実支出額から他補助制度による補助額を差し引いた額を対象経費とする。ただし、前項の規定により算出した限度額を超える場合には当該限度額とし、他補助制度における補助金の算定について別に定めがある場合は、その規定に従うものとする。

3 前2項の交付額の算出において、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 補助は、1ユニットにつき1回を限度とする。ただし、区長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

（補助金の交付申請）

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助設備

の整備を行う前に、補助金交付申請書（様式第1号）を区長へ提出し、次条に規定する補助金の交付決定を受けた後に、対象設備を整備しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、申請者は、障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づき、東京都知事により、グループホームを運営する指定障害福祉サービス事業者として指定を受けていることを挙証する資料を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合はこれを審査し、交付することを決定した場合にあっては、補助金交付決定通知書（様式第2号）に必要な応じて条件を付し補助を決定した法人（以下「交付決定事業者」という。）に通知するものし、交付しないことを決定した場合にあっては、補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）で通知するものとする。

（補助金の請求及び実績報告）

第7条 交付決定事業者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、補助事業の工事完了後に補助金交付請求書（様式第3号）及び事業実績報告書（様式第4号）に必要書類を添付して、区長に請求するものとする。

（補助金の額の確定及び交付時期）

第8条 区長は、交付決定事業者から前条の規定により補助金の請求が行われた場合、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、これを確定して交付する。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 区長は、本補助金の交付決定後の事情変更により、必要があると認めるときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（承認事項）

第10条 交付決定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとするとき
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

（補助事業の完了時期）

第11条 補助事業は、補助金の交付決定に係る会計年度中に完了しなければならない。ただし、補助事業の遂行上、特に区長が認めたときはこの限りでない。

（事故報告）

第12条 交付決定事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定事業者に対し、補助事業の進捗状況について報告させることができる。

(補助事業の遂行命令)

第14条 区長は、補助事業がその決定内容又は補助の条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対してこれらに従って遂行するように命ずることができる。

2 区長は、交付決定事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(是正のための措置)

第15条 区長は、前条の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

(決定の取消し)

第16条 区長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) 前条の規定に基づき、是正のために命じた措置に従わない場合
- (4) 第2条及び第3条に定める要件を満たさないことが判明したとき。
- (5) 第6条に規定する補助金の交付決定前に、第3条に規定する補助対象設備の整備を行ったことが判明したとき。

(補助金の返還)

第17条 前条の規定により本補助金の交付決定を取り消された者は、当該取消しに係る部分に関し、すでに本補助金が交付されているときは、区長の指示するところによりその額を返還しなければならない。

(違約加算金)

第18条 前条の規定により本補助金の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられた者は、その命令に係る本補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納額を控除した額）について、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第19条 第17条の規定により補助金の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられた者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 区長は、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない者が、他の補助事業について交付すべき補助金等があるときには、相当の限度においてその交付を一時停止又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の管理義務)

第21条 交付決定事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整理保管)

第22条 交付決定事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則 (23足福障発第2018号 平成24年3月30日 区長決定)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (24足福障発第2037号 平成25年3月25日 福祉部長決定)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (26足福障発第431号 平成26年5月13日 福祉部長決定)

この要綱は、平成26年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則 (29足福障発第3383号 平成30年3月30日 福祉部長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (3足福障発第3999号 令和4年3月30日 区長決定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。